

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	木 下 誠
同	荒 木 幹 男

住民監査請求について（通知）

平成 29 年 7 月 7 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

第 1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

1 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計上の事実

大阪市長吉村洋文は、平成 28 年から平成 29 年にかけて、大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権企画課の職員を通して、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づき、以下の財務会計上の行為を行った。

- ① ヘイトスピーチとされる動画の削除および投稿者の氏名公表に関して、平成 28 年 11 月 15 日と平成 29 年 4 月 5 日に、動画運営会社との通信にかかる費用合計 1,272 円を支出した。
- ② 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員 5 名に対して、平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで、その報酬として、1 人 1 カ月につき 19,208 円、合計 1,152,480 円を支出した。

(2) その行為が違法又は不当である理由

大阪市長吉村洋文は、市民の表現の自由やプライバシー権を違法・不当に侵害する動画

削除要請と氏名公表をおこなうために、上記財務会計上の行為をおこなった。これらの行為は「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」に基づくものであるが、同条例は以下の理由で違憲無効であり、したがって、これに基づく上記財務会計上の行為も、違憲ないし違法の行為である。

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」は、ヘイトスピーチの定義のあいまい・不明確さと、懲罰的な氏名公表により、ヘイトスピーチではない政治的表現活動をも委縮させることにより、市民の表現の自由を侵害している。また、ヘイトスピーチ認定された動画の作成者は、聴聞手続きなどがなされておらず、同条例には適正手続き上の問題点も存在する。したがって、同条例は違憲無効である。

同条例の根拠法とされる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」は、本邦外出身者の日本人に対するヘイトスピーチは対象外であり、明らかに平等原則に違反しており、違憲無効である。また、「人種差別撤廃条約」においては、外国人を除外する規定を置くとともに、出自が本邦内であるか本邦外であるかの区別を禁じているにもかかわらず、同法は国籍の有無を問題とせず、出自が本邦内か本邦外かで区別しているため、「人種差別撤廃条約」にも違反する。したがって、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の根拠法は、事実上存在しない。

(3) その結果、大阪市に生じている損害

上記記載のとおり、大阪市には通信費用 1,272 円、審査会委員報酬 1,152,480 円、合計 1,153,752 円の損害が生じている。

(4) 請求する措置の内容

地方自治法第242条第1項に基づき、上記記載の行為によって大阪市が被った損害を補填するために、大阪市長吉村洋文に対して1,153,752円を大阪市に返還するよう請求することを大阪市に求める。

第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）について、具体的な理由により、財務会計上の行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

また、財務会計上の行為に先行する原因行為を前提としてされた財務会計上の行為をとらえて本市職員等の損害賠償責任を問うことができるのは、当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当とされている。

さらに、地方公共団体の長は、先行する処分について、予算執行の適正確保の見地から看過し

得ない^{かど} 瑕疵の存する場合でない限り、その内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があるとされている。

なお、そもそも条例そのものの違法性については基本的に住民監査請求の対象ではないと解されているが、その一方で、住民監査請求では、監査委員が財政経理的見地から条例の内容自体に違法性があると判断した場合は、条例等の違法の是正についても勧告できると解されている。

これらの点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

本件請求において、請求人は次のとおり主張していると解される。

- ① 「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（以下「当該条例」という。）は、ヘイトスピーチの定義のあいまい・不明確さと、懲罰的な氏名公表により、ヘイトスピーチではない政治的表現活動をも委縮させることにより、市民の表現の自由を侵害していること、聴聞手続きなどにおいて適正手続き上の問題点も存在することから、当該条例は違憲無効である。
- ② 当該条例の根拠法とされる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「当該法律」という。）は違憲無効であるため、当該条例の根拠法は存在しない。
- ③ ①②のとおり、当該条例が違憲無効であるから、これに基づく財務会計上の行為である通信費や委員報酬の支出は、違憲、違法な行為である。

上記②については、当該条例が平成28年1月18日に公布され、当該法律が当該条例公布後の平成28年6月3日に公布されていることから、請求人が当該法律を当該条例の根拠法とする主張は理由がない。

次に、①及び③について検討する。

請求人は、当該条例が違憲無効であるから、これに基づく財務会計上の行為である通信費や委員報酬の支出が違法であると主張する。

住民監査請求では、対象とする財務会計上の行為等が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであることを摘示することを要する。この点、本件請求についてみると、請求人は表現の自由の侵害等の見地から当該条例そのものが違憲無効と主張するのみで、財務会計上の行為等の違法性の根拠となる財務会計法規上の義務違反を摘示するものとは認められない。

仮に、本件請求が、本件財務会計上の行為に先行するものとして、当該条例の違憲無効の判断を監査委員に求めるものであったとしても、条例そのものの違法性（本件請求では違憲無効か否か）は基本的に住民監査請求の対象ではないとされ、監査委員は、財政経理的見地から条例の内容自体の違法性について監査できると解されているが、本件請求は、当該条例について財政経理的見地からの違法性を摘示するものとは認められない。

これらのことから、本件請求の内容は、住民監査請求の対象になるとはいえない。

以上より、本件請求は法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。